個人情報の保護に関する法律施行細則

令和５年３月２８日
（北海道規則第26号）

（趣旨）

第１条　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行（知事が保有する個人情報の保護等に係るものに限る。）については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第３号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年北海道条例第33号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（漏えい等の事態の報告）

第２条　本庁（北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）第２条第２項に規定する本庁をいう。）及び出先機関（同条第３項に規定する出先機関をいう。）において保有個人情報を利用する課（課に相当する組織を含む。）は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態（以下この条において「漏えい等の事態」という。）が生じたときは、速やかに、当該漏えい等の事態に関する次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

(1) 概要
(2) 漏えい等の事態が発生した保有個人情報の項目
(3) 漏えい等の事態が発生した保有個人情報に係る本人の数
(4) 原因
(5) 二次被害の有無及びその内容
(6) 本人への対応の実施状況
(7) 公表の実施状況
(8) 再発防止のための措置
(9) その他参考となる事項

（個人情報ファイル簿）

第３条　法第75条第１項の個人情報ファイル簿（次項及び第３項において「個人情報ファイル簿」という。）は、別記第１号様式によるものとする。

２　個人情報ファイル簿は、総務部行政局文書課行政情報センター等に備え置くものとする。

３　前２項に定めるもののほか、個人情報ファイル簿の作成及び公表に関し必要な事項は、知事が定める。

（個人情報取扱事務登録簿）

第４条　条例第３条第１項の個人情報取扱事務登録簿（第３項及び第４項において「登録簿」という。）は、別記第２号様式によるものとする。

２　条例第３条第１項第８号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 個人情報の経常的な提供先
(2) 個人情報の処理形態
(3) 個人情報を取り扱う事務に係る外部委託の有無

３　登録簿は、総務部行政局文書課行政情報センター等に備え置くものとする。

４　前３項に定めるもののほか、登録簿の作成及び閲覧に関し必要な事項は、知事が定める。

（保有個人情報開示請求書）

第５条　法第77条第１項の開示請求書は、別記第３号様式の保有個人情報開示請求書によるものとする。

（北海道情報公開・個人情報保護審査会への報告）

第６条　知事は、法第81条の規定により保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したときは、その旨を北海道情報公開・個人情報保護審査会（第31条において「審査会」という。）に報告しなければならない。

（保有個人情報開示決定通知書等）

第７条　法第82条第１項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定をしたとき　別記第４号様式の保有個人情報開示決定通知書

(2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき　別記第５号様式の保有個人情報一部開示決定通知書

２　政令第26条第１項の書面は、別記第６号様式の保有個人情報の開示の実施方法等申出書によるものとする。

３　法第82条第２項の書面は、別記第７号様式の保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書によるものとする。

（保有個人情報の開示決定等期間延長通知書）

第８条　条例第４条第２項の書面は、別記第８号様式の保有個人情報の開示決定等期間延長通知書によるものとする。

（保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書）

第９条　条例第５条の書面は、別記第９号様式の保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書によるものとする。

（保有個人情報の開示請求事案移送通知書）

第10条　法第85条第１項の書面は、別記第10号様式の保有個人情報の開示請求事案移送通知書によるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続）

第11条　法第86条第１項又は第２項の規定による通知は、別記第11号様式の保有個人情報の開示請求に関する意見照会書により行うものとする。

２　法第86条第３項の書面は、別記第12号様式の反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書によるものとする。

（開示の実施に係る本人確認）

第12条　知事は、開示の実施をする場合において、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人が開示を受ける者であるときは、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。以下この条において同じ。）を確認する必要があると認めるときは、開示を受ける者に対し、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示を求めることができる。

（電磁的記録の開示の方法）

第13条　法第87条第１項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク　当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク　当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前２号又は次号に該当するものを除く。）　当該電磁的記録を知事が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。同号及び次条第１項において同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

(4) 電磁的記録（知事が保有するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。）　前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複写したものの交付

（自己に関する保有個人情報の閲覧等）

第14条　法第87条第１項の規定により、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書（電磁的記録を知事が保有するプログラムを使用して用紙に出力したものを含む。以下この条において同じ。）を閲覧し、又は視聴する者は、当該地方公共団体等行政文書を丁寧に取り扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

２　知事は、前項の規定に違反した者に対しては、地方公共団体等行政文書の閲覧若しくは視聴を中止させ、又は禁止することができる。

（開示保有個人情報の所在地以外の地での開示の実施）

第15条　知事は、開示請求者の住所が開示保有個人情報（開示請求に係る保有個人情報のうちその全部又は一部を開示する旨の決定がされた保有個人情報をいう。以下この条において同じ。）を保管している事務所の所在地（以下この条において「開示保有個人情報の所在地」という。）から遠隔の地にあること等により開示請求者が開示保有個人情報の所在地において開示保有個人情報を閲覧し、又は視聴することが著しく困難であると認められる場合であって、開示保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写し（電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下この条から第20条までにおいて同じ。）を開示保有個人情報の所在地以外の地に送付することにより開示保有個人情報の開示をすることができるときは、開示保有個人情報の所在地以外の地の知事が指定する場所で、当該地方公共団体等行政文書の写しにより開示保有個人情報の開示をすることができる。

（写しの交付等）

第16条　地方公共団体等行政文書の写しの交付部数は、開示請求があった保有個人情報に係る地方公共団体等行政文書１件につき１部とする。

２　地方公共団体等行政文書の写しの作成方法は、知事が定める。

（写しの交付に要する費用の納付）

第17条　条例第６条第２項の写しの交付に要する費用は、前納しなければならない。

（特定個人情報の写しの交付に係る負担費用の額の免除）

第18条　次に掲げる者については、条例第６条第２項ただし書の規定により、特定個人情報の写しの交付を受ける者が負担すべき当該写しの交付に要する費用の額（当該写しの送付に要する費用の額を除く。）を免除するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第１項各号の扶助を受けている者

(2) その他経済的困難により当該費用の額を負担する資力がないと認められる者

２　条例第６条第２項ただし書及び前項の規定により負担すべき費用の額の免除を受けようとする者は、特定個人情報の写しの交付を申請する際に、併せて当該免除を受けようとする理由を記載した別記第13号様式の写しの交付費用免除申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、同項第１号に掲げる者が当該免除を受けようとする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、同項第２号に掲げる者が当該免除を受けようとする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければなら

ない。

３　前項の規定による提出があった場合における当該提出をした者に対する通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 写しの交付に要する費用の額を免除する旨の決定をしたとき　別記第14号様式の写しの交付費用免除決定通知書

(2) 写しの交付に要する費用の額を免除しない旨の決定をしたとき　別記第15号様式の写しの交付費用の免除をしない旨の決定通知書

（負担費用の額の免除に関する権限の委任）

第19条　条例第６条第２項ただし書及び前条の規定による負担すべき費用の額の免除に関する知事の権限（教育委員会、公安委員会又は警察本部長の保有する特定個人情報の写しの交付（教育委員会の保有する特定個人情報の写しの交付にあっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第１号に規定する学校その他の教育機関において行われるものに限る。）に係るものに限る。）は、それぞれ教育委員会、公安委員会又は警察本部長に委任する。

（写しの送付に要する費用の納付の方法）

第20条　政令第28条第４項の規則で定める方法は、現金で納付する方法その他の実施機関（道が設立した地方独立行政法人を除く。）が定める方法とする。

（保有個人情報訂正請求書）

第21条　法第91条第１項の訂正請求書は、別記第16号様式の保有個人情報訂正請求書によるものとする。

（保有個人情報訂正決定通知書等）

第22条　法第93条第１項の書面は、別記第17号様式の保有個人情報訂正決定通知書によるものとする。

２　法第93条第２項の書面は、別記第18号様式の保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書によるものとする。

（保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書）

第23条　法第94条第２項の書面は、別記第19号様式の保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書によるものとする。

（保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書）

第24条　法第95条の書面は、別記第20号様式の保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書によるものとする。

（保有個人情報の訂正請求事案移送通知書）

第25条　法第96条第１項の書面は、別記第21号様式の保有個人情報の訂正請求事案移送通知書によるものとする。

（保有個人情報訂正実施通知書）

第26条　法第97条の書面は、別記第22号様式の保有個人情報訂正実施通知書によるものとする。

（保有個人情報利用停止請求書）

第27条　法第99条第１項の利用停止請求書は、別記第23号様式の保有個人情報利用停止請求書によるものとする。

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第28条　法第101条第１項の書面は、別記第24号様式の保有個人情報利用停止決定通知書によるものとする。

２　法第101条第２項の書面は、別記第25号様式の保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書によるものとする。

（保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書）

第29条　法第102条第２項の書面は、別記第26号様式の保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書によるものとする。

（保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書）

第30条　法第103条の書面は、別記第27号様式の保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書によるものとする。

（審査会に諮問をした旨の通知）

第31条　法第105条第３項において準用する同条第２項の規定による通知は、別記第28号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。

（第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書等）

第32条　法第107条第１項において準用する法第86条第３項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第107条第１項第１号の裁決をしたとき　別記第29号様式の第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書

(2) 法第107条第１項第２号の裁決をしたとき　別記第30号様式の審査請求に係る保有個人情報の開示通知書

（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込み）

第33条　法第115条（法第118条第２項において準用する場合を含む。）の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みは、別記第31号様式の行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書により行うものとする。

２　条例第７条第３項の手数料は、前項の行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書に北海道収入証紙を貼って納付しなければならない。

（運用の状況の公表）

第34条　条例第９条の規定による法及び条例の運用の状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。